



新生児聴覚検査を受ける
赤ちゃんの保護者の皆様へ

新生児聴覚検査の検査費用の助成の受け方

☆町から受検票が交付されており、県内の医療機関で受ける場合

- ① お子さんの住民票住所として届ける予定の市町村が古殿町である場合、この受検票が使えます。もし、他市町村に住民票の届出をする場合はこの受検票を使うことはできません。
 - ② 検査を受ける時は、受検票の太枠内を記載し、受検票の綴りを医療機関へお渡しください。記載の際は、4枚綴りの1枚目に必要事項を記載ください。（2枚目以降複写になっています。）
 - ③ 医療機関によって検査費用が異なります。ご確認の上、上記助成額を差し引いた検査費用を医療機関にお支払いください。
- ※無くした、汚れた等により受検票が使えない場合には、再交付しますので健康管理センターにお出でください。

○ 県外の医療機関で受ける場合

里帰り出産等のため県外医療機関で検査を受ける場合は、この受検票は使えません。別な方法で助成を受けることができますので、健康管理センターにお問い合わせください。

○ 町から受検票が交付されたが、他市町村へ転出予定またはお子さんの住民票の届出を他市町村にする場合

お子さんの住民票が他市町村となる場合、この受検票を使うことはできません。住民票の届出をする市町村へ新生児聴覚検査費用の助成の受け方をご確認ください。

【検査費用の助成についてのお問い合わせ先】

古殿町健康管理センター ☎ 0247-53-4038